

## 久喜市ホームページ広告掲載基準

平成22年4月1日制定（市長職務執行者決裁）

令和3年2月9日改訂（市長決裁）

### 1 目的

この基準は、久喜市ホームページに掲載する広告について、久喜市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成22年3月23日告示第5号）に規定する事項のほか、遵守すべき基準について定めるものとする。

### 2 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

### 3 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦48ピクセル、横120ピクセル
- (2) 容量 4キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF形式

### 4 基本的な考え方

久喜市ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を備えるものでなければならない。

### 5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種
- (2) 風俗営業類似の業種

- (3) 消費者金融
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル（公営競技・宝くじを除く。）に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (11) 法令等に違反している事業者
- (12) 市税の滞納がある事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

## 6 掲載基準

次に掲げるものは、広告を掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 法令等に違反しているもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
  - エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- ク 国内世論が大きく分かれているもの
  - ケ 社会的に不適切なもの
  - コ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現（「世界一」、「一番安い」等を用いるときは、根拠を示す資料を要する）
  - イ 射幸心を著しくあおる表現（「今回だけ」、「これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等）
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告内容に無関係で必然性のない水着姿や裸体姿等を表示するもの（ただし、広告内容に関係し、必然性がある場合は、その都度、適否を検討する。）
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

## 7 禁止するデザイン

次に掲げるバナーデザインは禁止する。

- (1) 閉じる、はい、いいえ、キャンセルなど、操作手順を模した表現
- (2) アニメーションによる表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 市の実施する事業名に類似した表現
- (7) 前6号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

## 8 その他の基準

利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。